

府 監 第 1060 号
平成27年 4 月24日

請 求 人 様

大阪府監査委員	和 田 秋 夫
同	赤 木 明 夫
同	清 水 涼 子
同	藤 原 敏 司
同	大 西 寛 文

住民監査請求について（通知）

平成27年 3 月 3 日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第 1 請求の要旨

大阪府職員措置請求書及び事実証明書の内容から、請求の趣旨を概ね次のとおりと解した。

(1) フェンス設置工事費用の支出について

- 平成26年 5 月に、大阪府八尾土木事務所（以下「土木事務所」という。）は、八尾市内の恩智川河川敷においてフェンス設置工事を契約金額 1,484,927円 で実施した。
- 設置されたフェンス（以下「本件フェンス」という。）は、土木事務所が管理する河川敷（以下「本件河川敷」という。）と本件河川敷の東側に接する地権者（以下「東側地権者」という。）との間に設置されているが、両者の間には既に網目の境界フェンス（以下「既設網目フェンス」という。）が設置されている。土木事務所が言う「目隠しフェンス工事」であれば既設網目フェンス部分に目隠しを施せばいいだけのことであり、たとえ東側地権者の要望があったとしても新たにフェンスを新設する理由（必要性）は無いと考える。
- 本件フェンスは車道側（河川敷内）にはみ出す形で越境しており、既存の緩衝帯の歩道部分を狭めてしまっている。
- 土木事務所と東側地権者との間の境界確定（平成26年 7 月）の際、東側地権者は、本件フェンス部分までが東側地権者の敷地であるとの従来の強硬な主張を取り下げ、既設網目フェンスの東側の線で合意している。このことは

土木事務所が今後の払下げを条件に東側地権者に土木事務所の主張する境界線まで後退させるべく譲歩を提案したと同時に、そのための見返りとして、既に払下げが実行された如く見せかけるため、土木事務所の費用負担で本件フェンスを設置したものと強く推認される。

- 本件住民監査請求の請求人（以下「請求人」という。）は、東側地権者の北側の敷地の地権者である。請求人は、本件フェンスの工事目的等に疑問を抱き、何のためのフェンスの設置なのかの目的を問い質すために情報公開請求を行ったが、土木事務所の明確な回答は無く、また、これを示す書面の開示はなかった。正当な理由が無く実施された工事は不当であり府の財政（財産）を損うものである。
- よって、監査の実施により、（ア）工事目的（何のための工事なのか）の明示（具体的説明）、（イ）正当な理由に乏しいと判断された場合は、工事着手前への現況回復及び当初（平成15年当時）の整備計画に則った緩衝帯への再整備を求める。

(2) 不法占拠について

- 本件フェンスと既設網目フェンスで囲まれた部分（以下「対象地」という。）では、東側地権者が溝や菜園を設置するなど使い放題の（不法）占拠を続けている。平成26年7月に境界が確定され、東側地権者が従来から越境している部分は不法占拠していることになる。
- フェンス工事のおかげで東側地権者は外界から影響を受けず、賃料も払わず菜園を続けている。たとえ賃料を払っていても対象地は目的外使用の誹りを免れないのは当然である。
- 土木事務所においては、請求人の度々の情報提供（苦情）に対し、「官民境界が確定したので、指導を行っていきます。」と回答しているが、未だに何ら具体的対応が執られた気配が見られない。
- よって、東側地権者の不法占拠に対する速やかな指導（設置物等の撤去等）を求める。

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査を行い、非違の防止・是正等のために必要な措置をとることを監査委員に請求する権能を認めたものである。

同項に定める住民監査請求においては、同項の要件を全て満たしている必要があり、対象とする財務会計行為等がなぜ違法又は不当であるのか、その根拠を具体的かつ客観的に示さなければならない。

- 2 請求人は、本件フェンス設置工事費用の支出について、概ね、（ア）既存網目フェンス部分に目隠しを施せばいいだけのことであり本件フェンスを新設する

必要性はない、(イ)境界確定における譲歩の見返りとして、既に対象地の払下げが実行された如く見せかけるため、本件フェンスを設置したと推認、(ウ)本件フェンスを設置した目的を問い質すために情報公開請求を行ったが、明確な回答や設置目的を示す書面開示がなかった等との主張を記述し、何のための工事なのかの説明を求めている。

しかしながら、これらは単に請求人の主観的主張や推認に基づく主張にすぎず、違法又は不当である根拠を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。

3 請求人は、「未だに何ら具体的対応が執られた気配が見られない」として、対象地の不法占拠に対する速やかな指導（設置物等の撤去）を求めている。

しかしながら、これは、請求人の推認に基づいて法第242条第1項に定める「財産の管理を怠る事実」の存在を主張しているにすぎないものであり、違法又は不当である根拠を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、違法又は不当である根拠を具体的かつ客観的に摘示していないものであり、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。